

年 月 日

(あて先) 大 阪 市 長

住 所

団 体 名 称

代 表 者 職

氏 名

年度 大阪市0歳児途中入所対策事業支援費支給認定申請書

大阪市0歳児途中入所対策事業支援費について支給認定を受けたいので、大阪市0歳児途中入所対策支援事業支援費支給要綱第7条の規定のとおり申請します。

1 対象施設

施設所在地

施 設 名

2 事業実施期間

年 月 日 ～ 年 月 日

3 支給要件について（支給要綱第5条）

☐ 支給要綱第5条第1項及び第2項に規定する支給要件を満たしています。

4 実施計画

0歳児受入可能枠（各月初日）

	4月	5月	6月	7月	8月	9月
0歳児受入可能枠						
	10月	11月	12月	1月	2月	3月
0歳児受入可能枠						

☐ 実施計画について各区区役所に情報提供することについて承諾します。

様

大阪市長

年度 大阪市 0 歳児途中入所対策事業支援費支給認定決定通知書

年 月 日付けで申請のあった大阪市 0 歳児途中入所対策事業支援費については、次のとおり決定することとしたので、大阪市 0 歳児途中入所対策事業支援費支給要綱第 8 条第 1 項の規定により通知します。

1 対象施設

施設所在地

施 設 名

2 支給認定期間

年 月 日 ～ 年 月 日

3 支援費の支給条件

- (1) 大阪市 0 歳児途中入所対策事業支援費支給要綱第 5 条に規定する支給要件を満たしていること。
- (2) 大阪市 0 歳児途中入所対策事業支援費支給要綱第 13 条に規定する立入検査等を行う場合は、これに協力すること。
- (3) 支援費の支給に際して入手した個人情報、大阪市個人情報の保護に関する法律の施行等に関する条例（令和 5 年条例第 5 号）の趣旨を踏まえ、その漏えい、滅失、き損等の防止、その他個人情報の保護に必要な体制の整備及び措置を講じ、適正に管理すること。
- (4) その他、大阪市 0 歳児途中入所対策事業支援費支給要綱の規定を遵守すること。

4 その他

本通知の決定内容（交付の条件を含む。）に不服があるときは、この通知を受けた日の翌日から起算して 10 日以内に申請の取下げをすることができる。

〔様式第 3 号〕

大こ青第 号
年 月 日

様

大阪市長

年度 大阪市 0 歳児途中入所対策事業支援費不支給認定決定通知書

年 月 日付けで申請のあった大阪市 0 歳児途中入所対策事業支援費については、次の理由により支給しないこととしたので、大阪市 0 歳児途中入所対策事業支援費支給要綱第 8 条第 2 項の規定により通知します。

1 対象施設

施設所在地

施設名

2 支給しない理由

〔様式第 4 号〕

年 月 日

(あて先) 大 阪 市 長

住 所
団体名称
代表者職
氏 名

年度 大阪市 0 歳児途中入所対策事業支援費支給認定申請取下書

年 月 日付け大こ青第 号にて通知のあった大阪市 0 歳児途中
入所対策事業支援費支給認定決定について、大阪市 0 歳児途中入所対策事業支援費支給要
綱第 9 条第 1 項の規定により申請を取り下げます。

1 対象施設

施設所在地
施 設 名

2 支援費支給認定決定通知書を受け取った日

年 月 日

3 取下げの理由

〔様式第 5 号〕

年 月 日

(あて先) 大 阪 市 長

住 所

団 体 名 称

代 表 者 職

氏 名

年度 大阪市 0 歳児途中入所対策事業支援費概算払申出書

標記支援費について、次の理由により、概算払いにて支給いただきますようお願いいたします。
なお、概算払いにより受領する支援費が、事業完了後に確定される支給額を超過した場合には、
大阪市 0 歳児途中入所対策事業支援費支給要綱第 16 条第 4 項の規定に基づき、大阪市が定め
る期日までに超過分を戻入します。

1 対象施設

施設所在地

施 設 名

2 概算払い額

各月初日の{(0 歳児受入可能枠又は 0 歳児対応可能児童数のいずれか低い数) - (0 歳児実入所児童数)}

	4 月	5 月	6 月	7 月	8 月	9 月
(0 歳児受入可能枠又は 0 歳児対応可能児童数のいずれか低い数) - (0 歳児実入所児童数)						

× 140,400 × 80% =

概算払い額 _____ 円

3 概算払いを必要とする理由

--

大こ青第 号
年 月 日

様

大阪市長

年度 大阪市 0 歳児途中入所対策事業支援費の
事情変更による支給認定決定取消・変更通知書

年 月 日付け大こ青第 号にて支援費の支給認定決定した内容について、大阪市 0 歳児途中入所対策事業支援費支給要綱第 11 条第 2 項の規定により、次のとおり取消し・変更したので通知します。

1 対象施設

施設所在地
施 設 名

2 取消し・変更の内容

3 取消し・変更の理由

4 支援費の内容

更正前の額	更正後の額	差 額
円	円	円

5 返還決定額

金 円

6 返還方法及び返還期限

別添の納付書により 年 月 日までに返還

(あて先) 大 阪 市 長

住 所
団 体 名 称
代 表 者 職 名
氏 名

年度 大阪市0歳児途中入所対策事業支援費実績報告書

令和 年 月 日 付け大こ青第 号にて支援費の支給認定決定を受けた
内容について、大阪市0歳児途中入所対策事業支援費支給要綱第14条の規定により、次
のとおり実績を報告します。

1 対象施設

施設所在地

施設名

2 支援費の金額

支援費予定金額	概算払済額	差引額
円	円	円

事業実績

	4月	5月	6月	7月	8月	9月
0歳児受入可能枠又は 0歳児対応可能児童数 のいずれか低い数						
0歳児実入所児 童数						
	10月	11月	12月	1月	2月	3月
0歳児受入可能枠						
0歳児実入所児 童数						

3 支援費の用途

[様式第 8 号]

大こ青第 号
年 月 日

様

大阪市長

年度 大阪市 0 歳児途中入所対策事業支援費額確定通知書

年 月 日付け大こ青第 号にて支給認定決定した大阪市 0 歳児途中入所対策事業支援費については、次のとおり支援費の額を確定したので、大阪市 0 歳児途中入所対策事業支援費支給要綱第 15 条の規定により通知します。

1 対象施設

施設所在地

施 設 名

2 支援費の支給確定金額

金 円

〔様式第 9 号〕

年 月 日

(あて先) 大 阪 市 長

住 所

団 体 名 称

代 表 者 職

氏 名

年度 大阪市 0 歳児途中入所対策事業支援費精算書

年 月 日 付け大こ青第 号にて支援費の支給認定決定を受けた
内容について、大阪市 0 歳児途中入所対策事業支援費支給要綱第16条第 1 項の規定により、
次のとおり精算内容を提出します。

1 対象施設

施設所在地

施設名

2 精算内容

既受領額	確定金額	差引剰余（又は不足）額
円	円	円

なお、本支援費の精算について、給付費、委託費と同時に行うことを了承します。

[様式第 10 号]

大こ青第 号
年 月 日

様

大阪市長

年度 大阪市 0 歳児途中入所対策事業支援費支給認定決定取消通知書

年 月 日付け大こ青第 号にて支給認定決定した大阪市 0 歳児途中入所対策事業支援費については、次のとおり支給認定決定を取消したので、大阪市 0 歳児途中入所対策事業支援費支給要綱第 17 条第 3 項の規定により通知します。

1 対象施設

施設所在地

施 設 名

2 取消しの内容

3 取消しの理由

[様式第 11 号]

大こ青第 号
年 月 日

様

大阪市長

年度 大阪市 0 歳児途中入所対策事業支援費支給返還決定通知書

年 月 日付け大こ青第 号による大阪市 0 歳児途中入所対策事業
支援費の取消しに伴い、大阪市 0 歳児途中入所対策事業支援費支給要綱第 18 条第 1 項の規定
により、次のとおり返還を求めます。

1 対象施設

施設所在地

施 設 名

2 返還決定額

金 円

3 返還方法及び返還期日

別添の納付書により 年 月 日までに返還

大こ青第 号
年 月 日

様

大阪市長

年度 大阪市 0 歳児途中入所対策事業支援費額更正通知書兼返還決定通知書

年 月 日付け大こ青第 号にて確定した大阪市 0 歳児途中入所対策事業支援費については、次のとおり支援費を更正したので、大阪市 0 歳児途中入所対策事業支援費支給要綱第 19 条第 1 項の規定により通知し、返還を求めます。

1 対象施設

施設所在地

施 設 名

2 更正額の内容

更正前の額	更正後の額	差 額
円	円	円

3 返還決定額

金 円

4 返還方法及び返還期日

別添の納付書により 年 月 日までに返還